議 第 303 号 令和 5 年11月30日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大西一史

- 1 施設の名称 (1) 熊本市東部在宅福祉センター
 - (2) 熊本市東老人福祉センター
- 2 指定管理者 東部福祉センター管理運営共同企業体

代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣

熊本市中央区大江6丁目24番19号 九州綜合サービス 株式会社 代表取締役 尾池 千佳子

3 指定期間 自 令和6年4月1日 至 令和9年3月31日

(提出理由)

熊本市東部在宅福祉センター及び熊本市東老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。